

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の地域手当に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第15条に規定する地域手当に関して必要な事項を定めるものとする。

### (地域及び支給割合)

#### 第2条

旧給与規程第15条の別に定める地域及び別に定める支給割合は、次表に掲げるとおりとする。

地 域	支 給 割 合
東京都特別区	100 分の 14

### 附 則

#### (施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。